

別添2

平成27年度

# 茨城雇用施策実施方針

茨城労働局

## 平成 27 年度茨城雇用施策実施方針

### 目次

第一 趣旨 .....	1
第二 平成 27 年度の重点施策 .....	1
一 女性の活躍推進.....	1
（1） 男女均等取扱いの確保徹底とポジティブ・アクション推進 .....	1
（2） 女性のライフステージに対応した活躍支援.....	1
（3） 男女が共に仕事と育児・介護を両立できる環境の整備.....	2
二 若者の活躍推進・正社員雇用の拡大.....	3
（1） 若者の活躍推進 .....	3
（2） 非正規雇用労働者の雇用の安定と処遇の改善 .....	4
三 高年齢者・障害者の活躍推進 .....	4
（1） 高年齢者の就労推進を通じた生涯現役社会の実現 .....	4
（2） 障害者の就労促進 .....	5
四 労働市場インフラの戦略的強化 .....	7
（1） 産業界のニーズに合った職業訓練のベストミックスの推進 .....	7
（2） 個人主導のキャリア形成の支援.....	7
（3） 労働市場全体としてのマッチング機能の強化.....	7
五 外国人材の活用・国際協力.....	8
（1） 定住外国人に関する就労環境の改善及び再就職の支援の推進 ...	8
（2） 技能実習制度の見直しにかかる制度管理運用機関との連携 .....	8
六 重層的なセーフティネットの構築 .....	8
（1） 求職者支援制度等による雇用保険を受給できない者のセーフティ ネットの確保.....	8

(2)	生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援の推進など ...	9
七	働き方改革の実現.....	9
(1)	長時間労働削減に向けた働き方改革の推進.....	9
(2)	最低賃金の引上げのための環境整備及び最低賃金の遵守の徹底.	9
八	地域に応じた良質な雇用機会の確保・創出 .....	10
(1)	「地域しごと創生プラン」の推進.....	10
(2)	「地方拠点強化税制」の推進 .....	10
(3)	人材不足分野における人材確保・育成対策の推進 .....	10

## 第一 趣旨

県内景気は、日本銀行水戸事務所の「茨城県金融経済概況（平成 27 年 3 月 6 日発表）」によると、平成 26 年 4 月の消費税率引き上げの影響がなお残るが、基調的には緩やかに回復しつつあり、先行きについては、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動の影響が徐々に薄れ、緩やかに回復していくとしている。

生産は前年を上回る傾向にあり、設備投資も前年を上回る前向きな計画となっており、輸出も前年を上回っている。個人消費については、回復の動きに一服感がみられるものの、基調的には底堅く推移している。

最近の雇用情勢は、新規求人数が医療福祉、卸売業、小売業等を中心に増加し、新規求職申込件数は減少傾向にある。有効求人倍率は、平成 26 年 3 月以降 1 倍台（いずれも季節調整値）で推移し、第 1 次平成不況（平成 5 年 10 月）前の水準に達して改善が進んでいる。こうした中、建設、介護等の分野における人手不足が顕在化している。また、正社員の有効求人倍率については改善傾向にはあるものの 0.69 倍（平成 27 年 2 月・原数値）と 1 倍に満たない状況にある。

このような雇用情勢の中、茨城労働局と茨城県がそれぞれの強みを発揮し、一体となり総合的に雇用対策を進めることが重要であることから、茨城労働局は茨城県と密接に連携して円滑かつ効果的な雇用対策を実施するために、労働局及びハローワークにおける職業指導及び職業紹介の事業、その他の雇用対策に関する施策を講じるに際しての方針とする「平成 27 年度茨城雇用施策実施方針」を茨城県知事の意見を聴取し定めたところである。

なお、この方針に定める事項について茨城県知事の要請があった場合には、茨城労働局としてその要請に応じ、本県の雇用情勢のさらなる改善に機動的に取り組むものである。

## 第二 平成 27 年度の重点施策

### 一 女性の活躍推進

#### （1）男女均等取扱いの確保徹底とポジティブ・アクション推進

女性の活躍推進を図るため、地方公共団体と連携し、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）及び関係法令の周知・徹底を図るとともに、企業におけるポジティブ・アクションの一層の促進を図る。

#### （2）女性のライフステージに対応した活躍支援

##### ア 子育てする女性の就業希望の実現

ハローワーク水戸・日立・古河内に設置したマザーズコーナーにおいて、就職を希望する子育て女性等に対して地方自治体等との連携により、仕事と子育ての両立支援等に取り組む企業の求人情報、保育所・子育て支援サービス等に関する情報提供等を行うとともに、再就職希望の女性のスキルを活かしたい企業とのマッチングの推進、職業相談や再就職に至った体験談等の情報提供を含めたセミナー等の再就職に向けたきめ細かい就職支援を実施する。

また、待機児童が多い地域において、子どもの預け先が確保できず再就職に支障が生じている者等を対象に、地域の保育サービスの現状や子育てと仕事の両立に理解のある企業等に関する説明会を開催するなど、さらなる支援の充実を図る。

#### イ 母子家庭の母等の雇用対策の推進

児童を扶養する母子家庭の母等（父子家庭の父を含む）について、家庭環境等に配慮した職業相談・職業紹介の実施、特定求職者雇用開発助成金や職業訓練制度、トライアル雇用奨励金の活用等により、早期就職の促進を図る。

また、ハローワークにおいては、地方自治体の就労支援との連携を図りながら、個々の母子家庭の母及び父子家庭の父のニーズに即した支援を実施する。

### (3) 男女が共に仕事と育児・介護を両立できる環境の整備

#### ア 仕事と育児・介護の両立支援制度を取得しやすい環境の整備

育児休業等を取得しやすい環境を整備するため、地方公共団体と連携し、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）に基づく仕事と家庭の両立支援制度の周知、中小企業に対する「育休復帰支援プラン」の策定支援及び助成金の支給並びにパパ・ママ育休プラスや育児休業給付金の支給率の引き上げ等の周知による男性の育児休業取得促進についての啓発を実施する。

#### イ 改正次世代育成支援対策推進法に基づく企業の取組促進

平成 27 年 4 月 1 日施行の改正次世代育成支援対策推進法に基づき、企業における一般事業主行動計画の策定・届出及び認定取得への取組の更なる促進を図る。

認定に関しては、多くの企業が認定を目指して取組を進めるよう、改正後の「くるみん認定基準」及び「プラチナくるみん認定基準」について、中小企業に対する特例も含め、広く

周知を図るとともに、ポスター等の周知用資料を活用し、「くるみんマーク」及び「プラチナくるみんマーク」の認知度の向上を図る。

## 二 若者の活躍推進・正社員雇用の拡大

### (1) 若者の活躍推進

#### ア 新卒者等の職業意識の醸成・就職・職場定着支援の強化

新卒応援ハローワークをはじめとした各ハローワークにおいて、既卒3年以内新卒扱いの促進や、卒業後も「正社員就職をあきらめさせない」継続的な支援を強化するとともに、未就職卒業生や学校中退者等の学校を離れた者については、学校等の関係機関と連携を図りつつ、ハローワークでの就職支援につなげる。

また、詳細な採用情報等を公開して積極的に若者を採用・育成する「若者応援宣言企業」の普及拡大・情報発信の強化を図る。

また、卒業後であっても職場の悩みをハローワーク等に相談できることについて認識してもらうため、高校生の就職前の取組として、茨城県教育庁と連携して「社会人としての心構え」や「基本的なビジネスマナー」を養うためのセミナー等を実施する就職支援キャラバン隊の取組等の職場定着支援を強化する。

#### イ 就職・採用活動開始時期の変更に関する対応

平成27年度卒業・修了予定者から適用される就職・採用活動開始時期変更の円滑な実現に向けて、企業等に対して変更内容を周知するとともに、茨城県や学校等と連携し、未内定学生や未就職卒業生に対する就職支援を徹底する。

#### ウ フリーター等の正規雇用化の促進

フリーターなどの正規雇用化のための支援拠点である土浦わかものハローワーク等における就職支援を充実するとともに、茨城県が設置するジョブカフェとの連携や、セミナー等の開催、トライアル雇用や求職者支援制度の活用等を通して、一人ひとりのニーズに応じた支援メニューを提供する。

また、フリーター等の現状について、学校段階からの周知・広報を行うため、周知・広報用のPR動画・資料が厚生労働本省において作成され次第、学校等の関係機関と連携を図り学生・生徒やフリーター等に対する周知・広報を行い、若者の安定就労の意欲喚起を図る。

## エ ニート等の職業的自立への支援

ニートの若者等に対する職業的自立支援及び就職後の職場定着支援等を地方自治体と協働して実施する「地域若者サポートステーション事業（以下「サポステ」という。）」について周知を行う。

また、茨城労働局及びハローワークは、学校及びサポステ等と連携し、ニートの若者等の支援を行う。

ハローワークにおいては、来所者のうちサポステの支援が必要である者をサポステに誘導する。

## (2) 非正規雇用労働者の雇用の安定と処遇の改善

### ア 「正社員実現加速プロジェクト」の推進

雇用情勢が着実に改善している現在のタイミングを捉え、正社員雇用の拡大を図るため、正社員求人確保、正社員求人充足サービスの強化、積極的・能動的マッチング等の取組の推進が必要である。

このため、非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善、人材育成に取り組む企業に対するキャリアアップ助成金等の活用、「多様な正社員」の普及・拡大、就業経験等に応じた公共職業訓練の実施等からなる「正社員実現加速プロジェクト」を推進する。

また、地方公共団体の実施する雇用対策において、これらの支援の活用が図られるよう、地方公共団体と連携した周知・広報を図る。

### イ パートタイム労働者対策の推進

パートタイム労働者と通常の労働者との均等・均衡待遇の確保、正社員転換を推進するため、地方公共団体と連携し、平成 27 年 4 月施行の改正短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）の周知徹底、職務分析・職務評価の導入支援等により、雇用管理改善の取組を促進する。

## 三 高年齢者・障害者の活躍推進

### (1) 高年齢者の就労推進を通じた生涯現役社会の実現

#### ア 年齢にかかわらず意欲と能力に応じて働くことができる「生涯現役社会」の実現に向けた高年齢者の就労促進

茨城労働局・ハローワークは、改正高年齢者雇用安定法に基づき、高年齢者の雇用確保措置を講じていない事業主に対して、的確に助言指導を行う。

なお、改善がみられない事業主については企業名公表も視野に入れた勧告を行う。

#### イ 高年齢者等の再就職支援の促進

高年齢者が安心して再就職支援を受けることができるよう、ハローワーク水戸、土浦、龍ヶ崎に高年齢者に対する相談窓口を設置し、就労経験やニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や特に就職が困難な高年齢求職者に対するチーム支援を実施する等、地方自治体等とも連携し再就職支援を充実・強化する。

また、高年齢者の再就職を促進するため、茨城労働局が民間団体に委託して、ハローワークや事業主団体の協力の下、高年齢者の居住する身近な地域において技能講習、管理選考、フォローアップ（求人情報の提供、個別相談等）を一体的に実施するシニアワークプログラム事業を実施する。

#### ウ 高年齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大

##### （ア） シルバー人材センター事業等の推進

シルバー人材センター事業が、事業の趣旨を踏まえた適正な運営となるよう指導に努め、各シルバー人材センターにおける就業機会拡大・会員拡大などの取組を支援することにより、高年齢者のニーズに的確に対応した就業機会の安定的な確保・提供を図る。

また、「茨城県シルバー人材センター事業推進連絡会議」を通じて、茨城労働局、茨城県及び茨城県シルバー人材センター連合会等のシルバー人材センター事業関係者の連携を強化し、地域に密着した就業機会の確保等により、自立的・効率的な事業の推進を図る。

##### （イ） 生涯現役社会の実現に向けた環境整備

各地方自治体等で実施されている退職高年齢者等に対する就労・社会参加に関する支援や、高年齢者向けの就労事業の実施などの取組について、茨城労働局・ハローワークが積極的に協力を行うなど、地域の関係機関と連携した高年齢者の多様な就労・社会参加の促進を図る。

#### （2） 障害者の就労促進

##### ア 障害特性に応じた就労支援の推進

精神障害者の就労支援については、ハローワークに精神障害者雇用トータルサポーターを配置し、カウンセリング等の求職者支援に加え、企業への意識啓発や就職後の定着



支援等の事業主支援にも積極的に取り組み、求職者・事業主双方への支援を実施する。その際、就職支援ナビゲーター等との連携、障害者トライアル雇用事業や、茨城障害者職業センターによるジョブコーチ支援の活用、各種助成金の効果的な周知や活用など、雇用促進及び職場定着に向けた総合的かつ継続的な支援を実施する。

発達障害者については、就職支援ナビゲーター等による特性に応じたきめ細やかな個別支援や、個別の希望に応じ、茨城県発達障害者支援センター等適切な専門支援機関への誘導を行うことにより、雇用を推進する。

難治性疾患患者については、ハローワークに難病患者就職サポーターを配置し、難病患者への専門的な相談支援や難病相談・支援センター等との連携を図ることにより、難病患者の雇用を推進する。

このほか、ハローワークと地域の関係機関が連携し、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」、障害者と求人企業が一堂に会する「就職面接会」、就職準備性を高めることが必要な障害者を対象に、就職活動や一般雇用に向けた心構え・必要なノウハウ等に関する情報提供等を行う「就職ガイダンス」の積極的な実施や、ハローワークのマッチング機能を強化し、障害者の更なる就職促進を図る。

#### イ 地域就労支援力の強化による職場定着の推進

企業が安心して障害者雇用に取り組んでいくためには、就職後の定着支援が重要となることから、障害者就業・生活支援センターが実施する職場定着支援などを活用し、雇用前から雇用後までの一貫した支援を実施する。また、同センターの精神障害者等への支援強化に当たっては、地域の関係機関との連携強化を促すなど、支援ノウハウが蓄積されるよう努める。

#### ウ 障害者の職業能力開発支援の充実

茨城労働局及びハローワークは、茨城県との連携を一層強化し、効果的な職業訓練の受講あっせんや就職支援に努めるとともに、求人開拓や法定雇用率の達成指導等の機会を捉えて職業訓練ニーズを把握し、茨城県等への情報提供を行うなど、適切な訓練設定の支援を行う。

### 四 労働市場インフラの戦略的強化

#### (1) 産業界のニーズに合った職業訓練のベストミックスの推進

茨城労働局・ハローワークは、求人者及び求職者の訓練ニーズを把握し、茨城県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構茨城支部茨城職業能力開発促進センター（以下「機構茨城支部」という。）に体系的に提供する。

また、茨城県、産業界、教育訓練機関等で構成する茨城県地域訓練協議会においては、公共職業訓練の設定状況を踏まえつつ、地域訓練ニーズに対応した茨城県地域職業訓練実施計画を策定する。今後、茨城県と連携して、公共職業訓練と求職者支援訓練の一体的計画の策定に努める。

機構茨城支部では、就職の可能性を高めるための職業訓練コースの開発・検証を行う事業（地域訓練コンソーシアム）を実施することとしていることから、茨城労働局・ハローワークは、モデル事業が効果的に実施できるよう積極的に関わり、茨城県等と連携、情報の共有化を図り、当該事業への適切な受講あっせんや就職支援に努める。

## （２） 個人主導のキャリア形成の支援

茨城労働局は、ジョブ・カードの活用、普及促進を図るため、茨城県地域ジョブ・カード運営本部において策定した茨城県地域推進計画に基づき、茨城県（商工労働部、教育庁）等の関係機関と連携し、新たなジョブ・カードの役割、活用方法等の周知を図る。更に、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングは、求職者等の職業意識やキャリア形成上の方向づけをしていくことに有効であることから積極的にジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを行う。

## （３） 労働市場全体としてのマッチング機能の強化

ハローワークが保有する求人情報を、地方自治体等にオンラインで提供する。これにより地方自治体等において、ハローワークが全国ネットワークを活かして開拓した求人情報を活用した多様なサービスの提供が可能になる。こうした取組により、官民が連携した求人・求職のマッチング機能が強化され、労働市場全体の需給調整能力が向上するとともに、地方自治体が、独自の雇用対策を行うための環境が整備され、各地域における雇用対策が一層充実する。

また、ハローワークにおいて民間ビジネスの活用を希望する求職者に対して、民間ビジネスの活用を希望する求職者に対して、民間人材ビジネス各社のサービス内容等を記載したリーフレットを配付する。

## 五 外国人材の活用・国際協力

### (1) 定住外国人に関する就労環境の改善及び再就職の支援の推進

ハローワークにおいては、外国人雇用状況届出制度の徹底を図るとともに、外国人労働者の雇用管理改善の促進及び再就職援助のための指導等を計画的・機動的に行う。

また、新卒応援ハローワーク及びそれ以外のハローワークの学卒部門は、外国人雇用サービスセンターと連携し、留学生等に対する職業相談など就職支援の取組を推進する。

さらに、外国人が多く居住している地域のハローワークを中心に、通訳及び外国人専門相談員を配置するとともに、コミュニケーション能力の向上等を目的とした就労準備研修を行い、修了者の能力等を考慮して、積極的に公共職業訓練等をあっせんする。

なお、受入先となる訓練については、茨城県が実施する公共職業訓練の実施計画とも連携しつつ、求職者支援訓練について必要な措置を講ずる。また、茨城県において、介護等の成長分野を中心に公共職業訓練を設定するよう働きかける。

### (2) 技能実習制度の見直しにかかる制度管理運用機関との連携

技能実習制度においては、新たな法律に基づき設立することとされている制度管理運用機関と連携し、実習実施機関等に対し指導監督を実施する。

## 六 重層的なセーフティネットの構築

### (1) 求職者支援制度等による雇用保険を受給できない者のセーフティネットの確保

茨城労働局・ハローワークは、求職者支援制度について、茨城県、地方自治体等関係機関と連携し、ハローワークを利用していない潜在的な対象者や、訓練が必要な者に対し、制度等の周知並びに受講勧奨及び誘導を行う。また、地域ごとの人材ニーズに沿った訓練設定やハローワークによるきめ細かな就職支援により、雇用保険が適用される安定した就職の実現に向けた支援に努める。

### (2) 生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援の推進など

#### ア 生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援の推進等

茨城労働局・ハローワークは、地方自治体と一体となって就労支援の充実・強化を図るため、福祉事務所からの予約相談を確実に増加させるなど一層の連携を図り、早期支援

の徹底、求職活動状況の共有化など、生活保護受給者等を含めた生活困窮者に対する就労支援を推進する。

また、平成 27 年 4 月に施行される「生活困窮者自立支援法」の円滑な施行に向けて、ハローワークと地方自治体による連携の下、生活困窮者の早期就労を推進する。

#### イ 刑務所出所者などに対する就労支援の充実

茨城労働局・ハローワークは、刑務所・保護観察所等と連携して実施する「刑務所出所者等就労支援事業」について、矯正施設在所中からの就労を目指して、職業相談・職業紹介、職業訓練等を行うとともに、トライアル雇用奨励金や職場体験講習を活用するほか、新たに実施される「協力雇用主等啓発・支援策」の受託団体と密接に連携して刑務所出所者等専用の求人の確保を図ることにより、刑務所出所者等に対する就労支援の充実を図る。

### 七 働き方改革の実現

#### (1) 長時間労働削減に向けた働き方改革の推進

過重労働による健康障害の防止や長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進によるワークライフバランスの実現を図るため、平成 27 年 1 月に設置した「茨城労働局『働き方改革』推進本部」のもとで、茨城県とも連携しつつ、長時間労働を前提としたこれまでの職場慣行を変え、定時退社や年次有給休暇の取得促進等に取り組むよう、労働局長をはじめとして局幹部が管内の主要企業の経営トップ等に対する働きかけを強化し、各企業における働き方改革の促進を図る。

#### (2) 最低賃金の引上げのための環境整備及び最低賃金の遵守の徹底

最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援として、経営・労務の専門家の派遣等を行うとともに、労働能率増進による賃金の引上げを行う中小企業・小規模事業者の取組に対し、助成を行う。

また、最低賃金について幅広い周知・啓発を図るとともに、的確な監督指導を行うことにより、最低賃金の遵守の徹底を図る。

### 八 地域に応じた良質な雇用機会の確保・創出

#### (1) 「地域しごと創生プラン」の推進

ア 人口減少や人口流出に伴う雇用課題を抱える地域に対する取組支援

地方自治体が地域の創意工夫を活かして行う雇用創出や人材育成・確保、処遇改善などの自主的な取組に労働行政の立場から必要な支援をする。

イ 地域の多種多様な人材育成ニーズに対応した人材育成の取組支援  
第二の四の（１）参照。

ウ 地方自治体による地方創生の取組への協力

まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）に基づき茨城県及び市町村が地方版総合戦略を策定することが見込まれるところ、地方雇用対策の観点から茨城労働局・ハローワークにおいても労働市場情報を積極的に提供し、その活用についての相談に応じるとともに、総合戦略に係る地域の協議会への参画や地方雇用対策の推進に必要な知見の提供等を行うなどの協力を行う。

（２）「地方拠点強化税制」の推進

地域における良質な雇用の場を確保した企業に対して税制上の優遇措置を講じることを目的として雇用促進税制を拡充することとしている「地方拠点強化税制」について、茨城県との連携の下、当該制度の周知広報に努め、活用を促進する。

（３）人材不足分野における人材確保・育成対策の推進

ア 雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の推進

人材不足分野における人材確保のために、雇用管理改善につながる制度を導入し、職場定着の促進を通じて人材不足の解消を図る事業主に対する職場定着支援助成金（27 年度新規）・建設労働者確保育成助成金の支給や、分野ごとの特性を踏まえた雇用管理改善方策の整理・周知・啓発や業界ぐるみ・地域ぐるみでの集団的な雇用管理改善の実践を促進するための雇用管理改善促進事業を推進するとともに、茨城労働局・ハローワークによる啓発運動を行うなど、あらゆる機会を活用して雇用管理改善を推進する。

イ 潜在有資格者等の掘り起こし・マッチング対策の強化

ハローワーク水戸に設置する「福祉人材コーナー」を中心にハローワークをあげて、以下の①～③のとおり、介護・医療・保育職種への就業を希望する求職者に対する就職支援サービス及び当該分野の求人者に対する充足支援サービスを提供する。

- ① 介護分野においては、求職者向けセミナー及び採用面接会を兼ねた事業所見学会等、関係機関と連携しマッチングの促進の取組を積極的に実施する。
- ② 医療分野においては、茨城県ナースセンターと連携し、ナースセンター等が実施する復職講習会、医療機関の求人等に関する情報提供等を実施する。
- ③ 保育分野においては、「保育士マッチング強化プロジェクト」として、未紹介・未充足求人へのフォローアップの徹底、求職者に対する保育士への応募意欲を喚起する求人情報等の提供、求人者のニーズを踏まえた管理選考や就職面接会等の実施について、「福祉人材コーナー」を設置しているハローワーク水戸、待機児童が50人以上いるハローワークで重点的に取り組むとともに、「福祉人材コーナー」を設置していないハローワークにおいても地方自治体等と連携し、保育士確保が困難な地域における重点的マッチングや求職者に対する茨城県等が実施する再就職セミナーや研修の情報提供等を実施する。

併せて、茨城県や地域の関係機関を構成員とする茨城県福祉・介護人材確保対策連絡協議会において、構成員として福祉人材確保を効果的に推進するための就職支援に係る具体的な連携の在り方を協議し、地域の関係機関との連携の下で、介護・保育職種への就業を希望する求職者に対する支援を実施する。

建設分野においては、建設関係職種の未紹介・未充足求人へのフォローアップの徹底や建設分野への就職を希望しない者が同職種への就職を検討する契機となるよう建設分野の求人の状況の情報提供等を図る「建設人材確保プロジェクト」を推進する。